定　　款

一般社団法人　岸和田シティプロモーション推進協議会

一般社団法人
岸和田シティプロモーション推進協議会　　定 款

第 1 章　　総　　則

【名　称】

第１条　当法人は、一般社団法人 岸和田シティプロモーション推進協議会　（略称「kcp」）と称する。

【事務所】

第２条　当法人は、主たる事務所を　大阪府岸和田市　に置く。

第 2 章　　目的および事業

【目　的】

第３条　当法人は、岸和田市が海から山まで続く風光明媚な地域であると共に、だんじりや岸和田城という数多くの文化資産等を合わせ持つ 「世界に一番近い城下町」 であることを踏まえ、国内外にその魅力を育成・醸成・発信していくことで地域を活性化し、「住みたい町・住み続けたい町」となるべく推進することを目的とする。

【事　業】

第４条　当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1　会員間の連携を深め、岸和田地域の活性化に基づく意見交換を行う事業

2　岸和田地域の活性化を目的に、泉州地域も含めた関連先・各団体との意見交換、情報共有、交流を行う事業

3　岸和田地域の観光及び経済発展を目的に、地域資源のブランディング化を推進・広報し、会員ならびに会員外も含めた新規事業を育成・創造・支援する事業

4　住みたい町・住み続けたい町となる目的のために、福祉や子育て環境を推し進める事業

5　前記各号に附帯関連する一切の事業、ならびに当法人の目的を推進・達成するために必要な事業

【公告の方法】

第５条　当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示してする。

第３章　　社　　員

【入　社】

第６条　当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

２　社員となるには、当法人社員１名の推薦を受け、所定の様式による申込書を理事会に提出し、その承認を得るものとする。

３　社員は、政治的、宗教的、特定の企業・団体に利益寄与するものでなく常に中立の立場で取り組むものとする。

【経費等の負担】

第７条　社員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、別に定める額の会費を支払う義務を負う。

【退　社】

第８条　社員は、所定の様式による退会届を１か月以上前までに理事会に提出、理事に報告すれば退社することができる。

２　退社した社員には、その年度における既納の会費を返還しないものとする。

【除　名】

第９条　当法人の社員が、当法人の規律を著しく乱し、名誉を毀損し、若しくは目的に反する行為をし、または社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第４９条第２項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

【社員の資格喪失】

第 10 条　社員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

①　退社したとき。

②　成年被後見人または被保佐人になったとき。

③　死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

④　除名されたとき。

⑤　総社員の同意があったとき。

【社員名簿】

第 11 条　当法人は、社員の氏名および住所を記載した社員名簿を作成する。

第 4 章　社 員 総 会

【構　成】

第 12 条　社員総会は、すべての社員をもって構成する。

【権　限】

第 13 条　社員総会は、次の事項について決議する。

① 社員の除名

② 理事および監事の選任または解任

③ 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの付属明細書の承認

④ 定款の変更

⑤ 解散および残余財産の処分

⑥ その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

【開　催】

第 14 条　当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

【招　集】

第 15 条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

２　総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

【議　長】

第 16 条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故がある場合には、当該社員総会において議長を選出する。

【議決権】

第 17 条　社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

【決　議】

第 18 条　社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員

の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

①　社員の除名

②　監事の解任

③　定款の変更

④　解散

⑤　その他法令で定められた事項

【議事録】

第 19 条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長および出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第５章　　役　　員

【役員の設置】

第 20 条　この法人に、次の役員を置く。

①　理事　５名以上１５名以内

②　監事　２名以内

2　理事のうち１名を代表理事とする。

【役員の選任】

第 21 条　理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2　代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3　監事は、当法人の理事を兼ねることができない。

【理事の職務および権限】

第 22 条　理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

【監事の職務及び権限】

第 23 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成

する。

2　監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

【役員の任期】

第24条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

3　補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4　理事または監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事または監事としての権利義務を有する。

【役員の解任】

第25条　理事および監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

【責任の一部免除または限定】

第26条　当法人は、一般法人法第１１４条第１項の規定により、理事または監事が任務を怠ったことによる一般法人法第１１１条第１項の損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第６章　理事会

【構　成】

第27条　当法人に理事会を置く。

2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

【権　限】

第28条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

①　当法人の業務執行の決定

②　理事の職務執行の監督

③　代表理事の選定および解職

【招　集】

第 29 条　理事会は、代表理事が招集する。

2　代表理事が欠けたとき、または代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3　理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

【議　長】

第 30 条　理事会の議長は、理事の中から選出された者がこれに当たる。

【決　議】

第 31 条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、一般法人法第９６条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

【報告の省略】

第 32 条　理事または監事が、理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。 ただし、一般法人法第９１条第２項の規定による報告については、この限りでない。

【議事録】

第 33 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　出席した理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章　　計　　算

【事業年度】

第 34 条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

【事業計画および収支予算】

第 35 条　当法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

【事業報告および決算】

第 36 条　当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、 第１号および第２号の書類については、その内容を報告し、 第３号から第５号までの書類については、承認を受けなければならない。

① 事業報告

② 事業報告の附属明細書

③ 貸借対照表

④ 損益計算書（正味財産増減計算書）

⑤ 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

【剰余金の不分配】

第 37 条　当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 8 章　　定款の変更、解散および清算

【定款の変更】

第 38 条　この定款は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

【解　散】

第 39 条　当法人は、 社員総会における総社員の半数以上であって、 総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

【残余財産の帰属】

第 40 条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　　附　　則

【最初の事業年度】

第 41 条　当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から 令和　２年 ３月３１日までとする。

【法令の準拠】

第 42 条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。